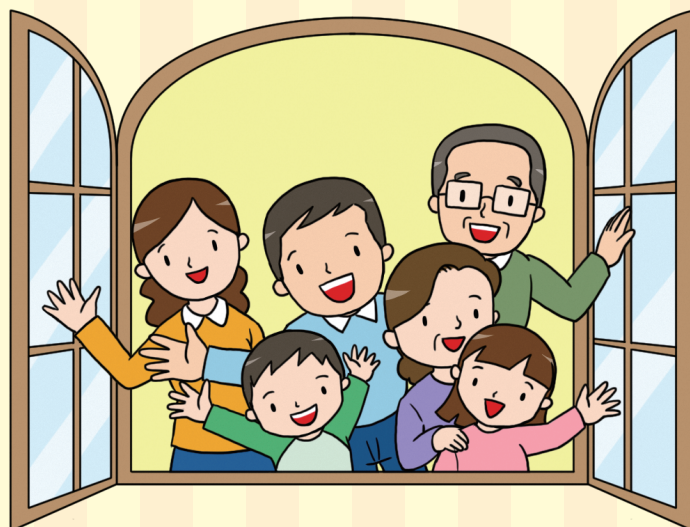


手話で近づく こころの距離

✿ 久喜市手話言語条例 ✿

平成29年
4月1日施行



久喜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人もしない人も全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を実現することを目指します。

< 久喜市手話言語条例 前文より抜粋 >

手話は、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え会話をするときに、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する独自の語彙と文法体系をもつ言語です。

ろう者(※)は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできました。

近年になって、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明記され、国際的にも認知されるようになってきましたが、社会における手話に対する認識は、広く共有されているとは言えません。

手話を必要とする全ての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。

(※) ろう者とは、耳の聞こえない人。特に手話を日常言語として用いる人。



手話言語条例の概要



● 条例の目的は？

手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、市の責務並びに市民及び事業者の役割を定めます。

● 条例の基本理念は？

手話は言語であり、ろう者は、手話により意思を伝え合う権利があるという考え方を基本とします。

● 私たちはどんなことをするの？

市の責務

手話を使いやすい環境を整えるため、以下の施策を推進します。

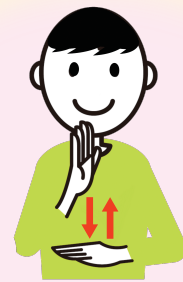
- ① 手話の理解及び普及に関すること
- ② 手話による情報の取得の機会の拡大に関すること
- ③ 手話を使いやすくする環境の整備に関すること
- ④ 手話による意思疎通の支援に関すること
- ⑤ その他市長が必要と認める事項

市民の役割

市が推進する手話の普及に関する活動への協力に努めます。

事業者の役割

自らのサービスの提供にあたり、ろう者が意思疎通を図りやすい環境づくりに努めます。



「ありがとう」

手のひらを下に向け、もう片方の手を手刀の形にして、手の甲に当ててから引き上げます。

手話をもっと身近に

● 手話とは？

音声言語とは異なり、手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

日本語とは異なる独自の語彙や文法体系があります。

● 手話を学んでみよう！

ろう者とのコミュニケーションにおいて、筆談や口の動きを読み取る方法に頼るだけでは、細かなことが伝わりづらく、誤解が生じることもあります。

まずは挨拶など簡単な手話から学んでみましょう。

● 手話奉仕員養成講座・出前講座

久喜市では、日常会話に必要な手話を習得できるよう、手話奉仕員養成講座（入門編、基礎編）を実施しています。

また、社会福祉協議会職員などによる出前講座も実施しておりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

久喜市社会福祉協議会（久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内）

TEL：0480-23-2526 FAX：0480-24-1761

E-mail：kukishakyou@kukishakyo.or.jp